

令和5年度 事業計画書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

1. 基本方針

法人会は、『税のオピニオンリーダーたる経営者の団体である』との理念のもと、社会全体への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化と、適正・効率的な運営に努め法人会活動の更なる充実に努めております。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響は収まりつつありますが、エネルギーや原材料を中心とした急激な物価上昇により、中小企業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。

また、税制面では、防衛力強化に向けた防衛費の増額や児童手当の拡充など少子化対策の財源確保、団塊世代の後期高齢化に伴う医療と介護の給付費急増が見込まれており、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっております。

こうした情勢を踏まえ、法人会としては、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、我が国の将来を展望した建設的な提言活動に努めるとともに、ウィズコロナ、アフターコロナにおいても適切に対応した新たな事業構築や環境への対応が、最も重要な課題となっております。

また、法人会活動を充実させるためには、組織や財政基盤の強化が非常に重要であり、そのために、会員増強や事務局体制の強化、福利厚生制度の推進等諸施策に取り組む必要があります。

そして、法人会の具体的な活動としては、企業経営に対する金融税制支援等、政府が行う経済対策情報の迅速な発信に努めるとともに、「税のあり方」に対する会員からの意見の集約、議論にも努めながら、企業経営に役立つ講習会、セミナーの開催、社会貢献事業の実施、会員間の交流事業や福利厚生事業の実施を通じながら、会員組織の活性化、会員基盤の充実・強化を図り、地域に基盤をおいた公益社団法人として様々な活動を行ってまいります。

さて、当法人会は、運営基盤の強化と組織運営の活性化を図るため、令和5年4月1日より、2支部6ブロック制から、6支部制へ移行いたします。

会員はもとより地域の皆様には、当法人会運営に対しまして、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

オピニオンリーダーとは：集団の意思決定に関して、大きな影響を及ぼす人物。世論形成者、もしくは、世論先導者とも呼ばれる。

2. 重点事項

(1) 税制改正への対応

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化が予想される中、令和4年より団塊の世代が後期高齢者に入り医療と介護の給付費急増が見込まれ、少子化がさらに進展する等、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっています。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、わが国の将来を展望した建設的な提言に努めます。

【具体的内容】

- I. 全会員を対象に『税制改正に関するアンケート調査』を行い、税に関して傘下会員から広く意見を求め、税制委員会において取りまとめ、国・県・市に対する税制改正提言活動を行います。
- II. 全法連でまとめられた「税制改正に関する提言書」により、地元選出の国会議員をはじめ、地元市長、議会議長、教育長に対する税制改正提言活動を実施します。
- III. 法人会全国大会（群馬大会）への参加を通じて、税制税務に関する調査研究を行います。

(2) 納税意識の高揚と、税知識の啓発、普及活動の実施

次世代に向けた税知識の啓発は非常に重要であり、法人会としても、関係機関と連携し、青年部会、女性部会が中心となって、納税意識の高揚や税知識の啓発、普及活動を実施します。

【具体的内容】

- I. 租税教育推進協議会が実施する小学生を対象とした「租税教室」に対して講師を派遣して、税知識の啓蒙活動を行います。
- II. 青年部会が主催する「第7回税金クイズ」の開催を通じて、広く市民への税の啓発、普及活動を実施します。
- III. 女性部会による「第12回税に関する絵はがきコンクール」を実施し、小学生に対する納税意識の高揚に努めます。

IV. 法人会全国女性フォーラム（愛媛大会）や全国青年の集い（山形大会）への参加を通じて、全国法人会との情報交換を行って事業活性化に努めます。

V. インボイス制度の申請、及び、制度施行（10月1日～）準備に向けた事前準備や、e-Tax等納税の電子化、の推進のために、説明会や広報活動を通じて啓発活動を行います。

（3）企業活動支援の実施

企業活動支援事業として、真に会員企業に役立つ各種研修を実施いたします。

【具体的内容】

- I. 研修委員会を中心に研修内容の検討を行い、昨今の情報化の進展、多様化する会員ニーズに応じた研修内容の充実を図り、本部と各支部の研修を効率的に実施いたします。
- II. 税制税務に関する研修については、法人会活動の根幹となる事業であり、今後とも「決算説明会」「新設法人説明会」「年末調整説明会」等の税務研修会を実施いたします。
- III. 税理士会の協力を得て、税についての個別相談会（税務相談会）を随時開催し、税に関する会員企業の課題解決の一助となるよう、努めてまいります。
- IV. デジタル化への対応や、今後導入されるインボイス制度にかかる申請手続きと施行までの準備への対応が求められることから、会員企業がこれらの課題にスムーズな対応が図れるよう、説明会の開催や税務情報の発信に努めてまいります。また、引き続き、「消費税期限内納付推進運動」や「e-Tax」の普及にも努めます。
- V. 本会及び各支部主催により、企業の人材育成や財務運営、事業承継に関するセミナーや研修会を実施いたします。
- VI. 税務はもとより、労務、経理等、会社における実務研修に的を絞った研修会を実施して事務レベルの向上につなげます。（実務研修会の実施）

VII. 法人会会員を対象とした「インターネット・セミナー」を広くPRして、会員企業の活用に努めます。

(4) 地域社会貢献活動の実施

法人会の社会貢献活動には、多くの会員企業が参加し、地域の実情に即した活動を積極的に推進することによって、地域全体に広がることを期待されておりますので、法人会としての社会貢献事業を積極的に推進し、地域活性化を支援してまいります。

【具体的内容】

- I. 本会の女性部会・青年部会、及び、各支部の女性部・青年部、が中心となり、地域の実態に併せた社会貢献活動を展開いたします。
- II. 広く市民を対象として、著名人を招いた「公開講演会」を実施いたします。

(5) 会員増強運動

法人会活動を充実させるためには組織基盤の強化が重要であることから、全法連や県連と共に、法人会全体が一体となって、会員増強運動を展開いたします。

また、全法連が目標として掲げる「役員一人一社以上獲得」に協力して、当法人会においても、役員・委員から各支部役員、そして全会員に、会員増強運動を推進いたします。

【具体的内容】

- I. 組織委員会を中心に、会員増強運動を計画的に実施し、新会員の獲得及び会員加入率の維持向上に努めます。また、新規会員の募集と併せて、退会防止にも全力を挙げます。
- II. 年度後半（10月～翌年3月）を「会員増強月間」として、新規会員加入推進運動を行います。
- III. 事業活動の中心を担う、女性部会と青年部会については、部会員増強運動を強力に推進し、更なる活動の充実を図ります。

(6) 委員会活動の充実

委員会を合同で開催することにより、委員会相互の意見交換や情報の共有を図ってまいります。

(7) 組織の再編とネットワーク化

公益法人化10年を経過した節目にもあたり、これまでの組織運営を見直して、組織強化と活性化に努めます。

① 令和5年4月1日より、2支部、6ブロックの組織編制を見直し、6支部体制に移行します。また、事業実施にあたっては、隣接支部との合同開催等による効率的な運営を図ってまいります。

② クラウド型拠点間情報サービスを活用し、本会、支部間のネットワーク化により、スムーズな情報共有を図ってまいります。

(8) 女性部会・青年部会の活動の活性化

I. 女性部会活動

女性部会は、社会貢献事業を担う、地域活性化の中心的な存在となっており、地域の環境美化活動や、女性部員間の交流活動を通じて、地域活性化に尽力いたします。

また、次世代への税知識の普及活動を目的とした「税に関する絵はがきコンクール」をはじめ、税についての知識普及、啓蒙活動についても積極的に展開してまいります。

II. 青年部会活動

当法人会青年部が、令和6年度「法人会全国青年の集い」福井大会において、「租税教育プレゼンテーション」を行うことが決定しており、今年度は、その前年となり、その準備のための事業を実施してまいります。

① 租税教育活動を充実させて、その成果を広くアピールできるような事業展開に努めます。

② 「健康経営」をテーマとして、法人会青年部員全員参加によるセミナーを開催し、青年部活動の輪をさらに広げながら、新たな事業展開を模索してまいります。

③ 全法連青連協が主導する「財政健全化プロジェクト事業」を、積極的に推進します。

④ さらなる組織拡大を進め、青年部員を増やし、それぞれの力を合わせた活発な青年部活動の展開に努めます。

(注)「財政健全化プロジェクト事業とは」

税の使途を検討する中で、安定的な国の歳入確保と社会保障給付費の抑制に向け、「企業の活力向上による税収の増加」と「適切な医療利用による医療費の適正化」の2つの観点から、アクションプランとして、「法人会版健康経営宣言書の提出」と、アクションプランの着実な実践、好事例の共有等に取り組んで行く事業です。

(9) 会員交流事業の充実

コロナ禍にはありますが、可能な限りにおいて、会員間の交流事業を展開して、異業種間の情報交換を図り、企業経営に結びつくような“場”の提供の構築を進めてまいります。

【具体的内容】

- I. 異業種交流、会員間の情報交換により、会員メリットが実感できるよ“会員交流会”を実施します。
- II. 会員の参加を高めるため、各支部による、先進地視察事業、会員懇談会、会員親睦会等の事業を充実させます。
- III. 会員間の親睦を図るため、第11回会員親睦ゴルフ大会を実施いたします。
- IV. 役員間、会員間の交流を高めるため、新たな会員参加事業を推進します。

(10) 広報活動の充実

広報活動を通じて、広く社会に対し、税の啓発、法人会の知名度向上、活動内容の対外的な周知、入会促進等に資する広報活動を積極的に展開してまいります。

このため、全法連や県連と連携して、マスコミ等に対するパブリシティ向

上に努めながら、広報活動を展開するとともに、ポスター・新聞広告等の紙媒体による広報に加えて、SNSなどWeb媒体の活用を充実させたPRを行ってまいります。

【具体的内容】

- I. 会員及び市民向けに、年4回、広報誌「かぬまにっこう（1回2,500部）」を発行します。特に、広報誌は全ページカラーとして、さらに読み安く、タイムリーな内容を取り入れてまいります。
- II. ホームページを法人会事業運営にさらに活用すべく、ホームページ内容の刷新と充実を図ります。
- III. 当会事業を積極的に宣伝するため、様々な公共媒体を活用して当法人会のPRに努めます。

（1 1）福利厚生制度の推進

会員企業の福利厚生制度の充実を図るために、厚生委員会が中心となって、法人会独自の福利厚生制度の普及推進を図ってまいります。

【具体的内容】

- I. 福利厚生制度の推進については、福利厚生制度推進連絡協議会が中心となり、魅力ある福利厚生制度が多くの会員にご利用いただけるよう努めます。
- II. 提携保険会社と連携し、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図ります。

（1 2）法人会の魅力アップ事業の開発

法人会がさらなる魅力ある事業を開拓し、非会員企業が入会しやすい会運営が図られるよう、新規事業開発に努めます。

（1 3）関係機関との連携協調

国税局・税務署をはじめ税理士会・その他関係機関との連携協調を図ります。